

高機能消防指令システム整備に係る調達支援業務委託
仕様書

令和6年5月

佐野市消防本部

目 次

第1章	共通事項	
1	適用範囲	1
2	業務の目的	1
3	履行期間	1
4	業務対象場所	1
5	守秘義務	1
6	関係法令等	2
7	関係機関等との協議資料作成等	2
8	提出書類	2
9	支給品及び貸与品	2
10	資格要件	2
11	技術者	3
12	一括再委託の禁止	4
13	再委託の事前承認	4
14	資料の貸出	4
15	その他一般事項	4
16	疑義	5
第2章	業務概要	
1	計画・準備	6
2	打合せ	6
3	ヒアリング・要求事項整理等	6
4	情報提供依頼による先進技術調査及び有効性評価	6
5	システム設置個所調査	7
6	調達費用の算出	7
7	各種検討・設計	7
8	調達仕様書の作成	9
9	レイアウト図面の作成	9
10	整備調達発注支援	10
11	施工監理業務費積算書の作成	10
12	その他	10
第3章	成果品	
1	成果品の所有権	11
2	納入成果品	11
3	納期	11

第1章 共通事項

1 適用範囲

本仕様書は、佐野市（以下「発注者」という。）と足利市が共同で整備する消防指令センターにおける高機能消防指令システム更新整備に係るシステム調達支援業務（以下「本業務」という。）を受託業者（以下「受託者」という。）が実施する際の基本条件について定めたものである。

2 業務の目的

栃木県南西部に隣接して位置する足利市消防本部と佐野市消防本部に現在それぞれ設置されている高機能消防指令センターは、共に前回更新から約10年が経過し次の更新時期を迎えている。そこで次期更新では更なる消防通信指令業務の効率化を図るべく、両市消防本部において消防指令業務を共同運用することとなった。

本業務は、システムに関する専門的な知見と最新技術を駆使することにより、費用対効果に優れ運用実態に基づいた最適かつ最良の高機能消防指令システム等を構築するための調達支援を履行するものである。

3 履行期間

契約の日から令和7年3月10日まで

4 業務対象場所

- | | |
|-------------------|-----------------|
| (1) 足利市消防本部・中央消防署 | : 足利市大正町 863 |
| (2) 東分署 | : 足利市川崎町 1324 |
| (3) 西分署 | : 足利市葉鹿町 2-3-2 |
| (4) 河南消防署 | : 足利市堀込町 190-1 |
| (5) 佐野市消防本部・東消防署 | : 佐野市富岡町 1391 |
| (6) 西消防署 | : 佐野市石塚町 985-1 |
| (7) 西消防署北分署 | : 佐野市多田町 3092-1 |
| (8) 佐野警察署 | : 佐野市浅沼町 573-6 |

5 守秘義務

受託者は、本業務により知り得た情報について発注者の許可なく外部に公表してはならない。

6 関係法令等

受託者は、本業務の遂行にあたり、次の法令等を遵守しなければならない。

- (1) 電波法、同法関係規則及び告示
- (2) 電波法関係審査基準
- (3) 建築基準法、同法施行令、同法関連規則及び告示
- (4) 電気通信事業法、同法関連規則及び告示
- (5) 有線電気通信法
- (6) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づく消防
防災施設整備費補助金交付要綱
- (7) 消防救急デジタル無線共通仕様書第一版（平成21年9月）
- (8) 消防指令システム等の相互接続に関する研究会報告書（平成31年3
月）
- (9) 消防指令システムー消防救急無線間共通インタフェース仕様（2021年
4月改定）
- (10) その他、本業務の実施にあたり必要な関連法規、技術基準

7 関係機関等との協議資料作成等

受託者は、補助事業等の関係官公庁への申請に必要な添付書類及び事前折衝に係る資料を随時作成すること。

8 提出書類

受託者は、業務着手時に次の書類を提出するものとする。

- (1) 業務工程表
- (2) 連絡体制表(緊急時含む)
- (3) 管理技術者届
- (4) その他業務に必要な書類

9 支給品及び貸与品

本業務に必要とする資料については、発注者から受託者へ貸与する。

ただし、本業務に必要な機器等は受託者の負担で確保することと、原則として発注者から支給及び貸与は行わない。

10 資格要件

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたり、次の資格条件を満たしていなければならない。

ア 建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定による電気電子部門として国土交通省の登録を受けていること。

イ 過去15年以内（平成21年以降）に元請けとして完成・引き渡しが完了した、官公庁が発注した総務省Ⅱ型以上の指令台を有する共同消防指令センターにおける高機能消防指令システムの調査業務及び設計業務の実績があること。

(2) 上記(1)項の資格条件書類については契約時に提出すること。

11 技術者

(1) 受託者は、本業務の遂行にあたり、次の技術者を配置しなければならない。

ア 管理技術者

(ア) 技術士（電気電子部門）又はシビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）（電気電子部門）及び第一級陸上特殊無線技士の資格を有する者であること。

(イ) 過去15年間で高機能消防指令システム又は消防無線システムの設計業務を管理技術者として遂行した実績を有すること。

(ウ) 公告日前3か月以上の雇用関係のある者。

イ 照査技術者

(ア) 技術士（電気電子部門）又はRCCM（電気電子部門）及び第一級陸上特殊無線技士の資格を有する者であること。

(イ) 過去15年間で高機能消防指令システム又は消防無線システムの設計業務を照査技術者として遂行した実績を有すること。

(ウ) 公告日前3か月以上の雇用関係のある者。

ウ 主任設計者

(ア) 工事担任者（第一級デジタル通信）又は第一級陸上特殊無線技士の資格を有する者であること。

(イ) 過去15年間で高機能消防指令システム又は消防無線システムの設計業務を遂行した実績を有すること。

(ウ) 公告日前3か月以上の雇用関係のある者。

(2) 兼務の可否

各技術者の兼務は不可とする。

(3) 受託者は、指令システムメーカー及びその関連事業者（指令システムの販売代理店、親会社若しくは子会社等）からの出向者及び派遣社員を本業務に従事させてはならない。

(4) 上記(1)項の資格条件書類については、契約時に提出すること。

12 一括再委託の禁止

受託者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、または請け負わせてはならないものとする。

13 再委託の事前承認

- (1) 受託者は、業務の一部（ただし主たる部分を除く。）を第三者に委託し、または請け負わせようとする時（以下「再委託」という。）は、あらかじめ委任業者名、委任する事項及び委任する理由等を記した業務内容一部委任承諾願を発注者に提出し、発注者の承諾を得なければならないものとする。なお、再委託の内容を変更しようとする時も同様とする。
- (2) 前項の規定は、受託者がワープロ、コピー、印刷、製本及び消耗品購入等の軽微な業務を再委託しようとするときには適用しないものとする。

14 資料の貸出

- (1) 発注者は、業務遂行に必要となる関係資料を受託者に貸し出すものとする。
- (2) 受託者は、発注者から関係資料の返還依頼があった場合または業務を完了した場合は遅滞なくこれを返還しなければならない。

15 その他一般事項

- (1) 受託者は、本業務に基づき作成される設計図書等の著作権等は、発注者に無償で譲渡するものとする。また、発注者は譲渡を受けた設計図書等の改変を行うことができるものとする。
- (2) 受託者は、本業務遂行にあたり、著作権、特許権及びその他の権利上の問題に十分留意し、これらに関して第三者との間で紛争が生じた場合は、受託者の責任において処理すること。
- (3) 受託者は、本業務遂行にあたり発注者または第三者に損害を及ぼしたときは、発注者の責任に帰する場合のほかは、その賠償の責任を負う。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項、法令により義務付けられている事項及びその他の事項についても、軽微な変更など業務上当然に必要な事項として、業務履行の範囲に含まれるものとする。
なお、疑義の生じた場合には、発注者と受託者で協議し取り決めることとする。

16 疑義

本仕様書について疑義が生じた場合は、その都度発注者と受託者が協議を行い、対応を決定するものとする。

第2章 業務概要

1 計画・準備

受託者は、本業務の実施に先立ち主な作業について、実施方針、実施手順、業務工程及び業務組織計画等を記載した実施計画書を作成し、発注者に提出すること。

2 打合せ

本業務の遂行にあたり下記の（１）から（４）に示す打合せを行うものとする。なお、必要に応じて、受託者以外の関係者を参加させることができるものとするが、この場合においては、発注者と受託者が協議して決定する。

打合せは基本的に消防本部において行うものとするが、本業務の遂行上、他の場所やWeb会議で行うことが望ましい場合は、発注者と受託者が協議して、決定された場所において行うものとする。

なお、受託者は打合せ記録を作成し、その都度発注者に提出すること。

- （１）当初打合せ（業務着手時）
- （２）定例打合せ（毎月１回）
- （３）随時打合せ（定例打合せのほか、発注者が必要と認める場合）
- （４）最終打合せ（業務完了時）

3 ヒアリング・要求事項整理等

受託者は、発注者が希望する機器構成・指令システムの詳細要望等を確認し、追加確認が必要な事項についてヒアリングシート等により発注者に提示し、要求事項確認書として取りまとめること。

4 情報提供依頼による先進技術調査及び有効性評価

- （１）受託者は、高機能消防指令システム等に関する先進技術の動向について、複数の高機能消防指令システムメーカー（以下「システムメーカー」という。）に対して情報提供依頼（以下「RFI」という。）を行い、回答をまとめること。
- （２）RFIを実施する項目については、前項で取りまとめた要求事項確認書を基に依頼項目を決定すること。また、RFIの実施にあたり、受託者は各システムメーカーに対する依頼書の案を作成し、発注者の承認を得ること。

- (3) 各システムメーカーからの回答が、前項で抽出された要求事項の解決策として、有効性を評価すること。

5 システム設置箇所調査

- (1) 受託者は、指令室・機械室等システム設置予定場所について、庁舎平面図等を収集し調査を行い、新システムへの切替方法の検討及びシステム設置の際の留意点の確認を行い、調査報告書に取りまとめること。
- (2) 調査報告書は、システム整備事業者が据付詳細設計を行うための参考資料として調達時の設計図書に添付するものとする。

6 調達費用の算出

受託者は、「3 ヒヤリング・要求事項整理等」において、発注者が希望する機器構成・指令システムの詳細要望等を取りまとめた要望事項確認書及び「4 情報提供依頼による先進技術調査及び有効性評価」の結果に基づき、見積り徴取仕様書を作成の上、システムメーカー等（3社以上）から見積りを徴取し、指令システム調達費用等を算出し、「調達見積書」を作成すること。なお令和7年度予算要求用として、指令システム概算費用を算出し、「調達概算見積書」を作成し、令和6年9月30日までに提出すること。

また、メーカー等から令和8年4月から10年間のシステム運用経費見積り並びに保守対応内容及び部分更新等の計画表を併せて徴取し、提出すること。

7 各種検討・設計

受託者は、既存消防指令センターにおける機能及び運用について、調査・分析を行うとともに、課題及び解決方法等について整理すること。

なお、特に検討を要する事項は次のとおりとする。

(1) 概略機器構成

消防指令センター、消防本部、消防署所及び車両等の各施設において、必要となる機器の概略構成を検討・設計すること。

(2) 指令システムの検討・設計

ア 消防指令センター、消防署所及び車両積載における設備等並びにネットワーク構成等について、安定稼働を前提に整備費用の低廉化及び耐災性を考慮した検討・設計を行うこと。

イ 指令台の構成については、同時多発災害に対応するため、単座式のほか複座式についても検討を行うこと。

- ウ FAX119、メール119、NET119及び映像通報119等、多様化する119番通報に関して、既存運用状況の調査を行い、住民サービスの向上に繋がる検討・設計を行うこと。
 - エ 指令システムは最重要基幹システムであることから、必要な装置の重畳化を図り、システム障害により通常のオペレーションが不能となった場合の機能分散等、業務継続性を担保した設計とすること。
 - オ 消防指令業務の共同運用に際しては、従来は2消防本部で運用が異なる部分も含めて調整・統合を計ることとなるため、受託者は、発注者の要望を丁寧にヒアリングした上で、運用実態に基づいた最適なシステムとすべく調達支援業務にあたること。
 - カ 将来の消防施設等の増設及び、さらなる広域化・共同運用に柔軟に対応できるよう接続等拡張性を考慮した検討・設計を行うこと。
- (3) 支援システムの検討・設計
- 現状の支援システムを十分に把握し、当該支援システムが対象とする事務の範囲、効果的な運用、主要端末装置及びネットワーク構成について、安定稼働を前提に整備費用の低廉化及び耐災性を考慮した検討・設計を行うこと。また支援システムは、指令システムと密接に情報連携し、情報及び機能が提供されるよう検討・設計を行うこと。
- (4) 回線についての検討
- ア アプローチ回線（指令回線）の検討
 - 消防指令センターと消防署所及び各装置間のアプローチ回線について、回線種別、回線容量、回線構成、必要機器、ランニングコスト等に関する検討を行うこと。
 - なお、大規模災害発生時等のバックアップ体制のほか、トラフィック増大時においてボトルネックとならないように検討すること。
 - イ 車両動態通信回線の検討
 - 車両動態通信に使用する回線について、回線種別、回線容量、回線構成、必要機器、ランニングコスト等に関する検討を行うこと。
 - ウ その他の回線の検討
 - 住基情報取得等に必要回線を含む各市行政回線、内線等について、既存指令センターで使用している回線を確認し、検討を行うこと。
- (5) 各設備・システムとの接続方法及び連携についての検討・設計
- 各設備・システムとの接続方法及び連携について、消防指令センターの運用に支障がないよう検討・設計を行うこと。
- 特に、消防救急デジタル無線については、調達の公平性に留意するとともに、「消防指令システム - 消防救急無線間共通インタフェース仕様

(2021年4月改定)」に基づき、消防本部の要求仕様が担保されるよう設計を行うこと。また、現状の無線指令運用について消防本部へのヒアリングを実施するとともに要求事項の取りまとめを行い、発注仕様書に記載すべき運用要件及びシステム整備要件を整理し、提案すること。

免許人が関東総合通信局等の関係機関と調整が必要な場合は、支援を行うこと。

(6) システム移行についての検討・設計

新システムへ移行するにあたり、指令業務並びに消防本部、消防署所及び各車両等の各種業務への支障を最小限とし、移設の際は119番受理等の指令業務を停止することなく円滑な移行が行われるように検討・設計を行うこと。

(7) データ移行方法の検討・設計

既存の消防指令センターに蓄積された情報資産について、有効に利用するとともに、円滑なデータ移行の方法について検討・設計を行うこと。

(8) 指令室等のレイアウトについて

指令室、機械室、その他必要なスペースのレイアウト案を検討すること。

(9) 保守についての検討

高機能消防指令システム等の運用保守について、多様な観点から検討を加え、安定稼働を担保した上で長期的なランニングコストの低廉化について提案すること。

(10) 調達支援業務検討結果報告書の作成

上記(1)から(9)の検討事項に関する経過及び検討結果を取りまとめた調達支援業務検討結果報告書を作成すること。

8 調達仕様書の作成

受託者は、令和7年度に更新整備する高機能消防指令センター整備に係る調達仕様書を作成すること。なお調達機器等の数量は発注者の指示に従い、積算すること。

9 レイアウト図面の作成

受託者は、「5 システム設置箇所調査」の調査結果を踏まえた上で、次の図面を作成し、「指令システム参考レイアウト図」として提出すること。

- (1) 指令センター、機械室等の参考レイアウト図
- (2) 指令システム機器構成図

10 整備調達発注支援

受託者は、高機能消防指令センター更新整備に伴う発注（価格競争方式等）に係る助言や支援を行うこと。なお、昨今の財政面逼迫の折、足利市及び佐野市の財政計画等を理解し、長期の財政面に充分考慮した上で、各種財政措置に関して調査し、起債申請や補助金申請について助言すること。

11 施工監理業務費積算書の作成

受注者は、システム整備に係る施工監理業務の費用積算を行い、施工監理業務費積算書を作成すること。

12 その他

- (1) 本業務では、消防庁による「消防指令システムの高度化等に向けた検討会」で現在検討が行われている消防指令システムの標準仕様書などの検討状況を注視し、設計を行うこと。
- (2) 足利市・佐野市消防本部で設置した検討委員会（総務・システム部会・警防部会を含む）で協議した検討事項について、システム仕様への反映の是非を検討し、設計を行うこと。

第3章 成果品

1 成果品の所有権

本業務の実施にあたり、受託者が当該契約に基づいて作成した成果品の所有権は発注者に帰属するものとし、第三者の著作権等に抵触するものについては、受託者の責任において処理するものとする。

2 納入成果品

本業務における成果品は、以下のとおりとし各2部提出するものとする。なお、部数については変更が生じる場合は双方協議の上決定する。

- (1) 要求事項確認書
- (2) R F I 結果及び先進技術有効性評価報告書
- (3) システム設置箇所調査報告書
- (4) 見積り徴取仕様書
- (5) 調達見積書及び調達概算見積書
- (6) 指令システム参考レイアウト図面（システム機器構成図等含む）
- (7) 調達仕様書
- (8) 発注に係る関係資料（整備発注方式の検討結果を含む）
- (9) 施行監理業務費積算書
- (10) 定例会・打合せ議事録
- (11) 調達支援業務検討結果報告書（各種調査・検討結果等）
- (12) その他必要書類（発生時、必要部数を協議）
- (13) 上記(1)～(12)の電子データ

但し、電子データについては、編集可能な形式で電子媒体に記録したものである。

3 納期

本業務の成果品の納入期限は、令和7年3月10日とする。

但し、調達概算見積書については、令和6年9月30日までに提出するものとする。その他、発注者が指示した成果物については、別途協議のうえ、指示した期日までに提示するものとする。